

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

田野畑村長 佐々木 靖

市町村名 (市町村コード)	田野畑村 (484)
地域名 (地域内農業集落名)	真木沢 (真木沢)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月17日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域は村の酪農・畜産の中核を担う地域であり、認定農業者等への農地集約が進んでいるが、その一方で、農業者の高齢化が進み、後継者が不足していることから、後継者の確保・育成が求められている。また、農業を担う者の中には規模拡大の意向がある農業者もいることから、高齢化等により耕作不能となった農地を、これらの者へ集約するなど、耕作放棄地の発生防止に向け、農地の適切な管理が必要となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

酪農・畜産を中心に農業生産を振興し、それぞれの経営体により効率的な生産方法を検討する。また、高齢化等によって耕作不能となった農地を、農業を担う者へ集約し、農業を担う者の経営規模の拡大を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	99.54 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	99.54 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農業者等への農地の集約が進んでいるが、高齢化等に伴う規模縮小などにより耕作不能となった農地が発生した場合は、農地中間管理機構を活用し、農業を担う者へ農地を集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用し、農業を担う者へ農地を集約していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
—
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県、JAなどの関係機関・団体と連携し、認定農業者等の育成や新規就農者の確保・育成に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
—

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--